

加古川市広告入り窓口封筒の無償提供に関する取扱要領

平成 22 年 3 月 25 日

市民部長決定

(趣旨)

第 1 条 この要領は、加古川市広告掲載要綱（平成26年10月29日市長決定）及び加古川市広告掲載基準（平成26年10月29日企画部長決定）に定めるもののほか、広告入り窓口封筒の無償提供に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 窓口封筒 市が発行する各種証明書等を持ち帰るために、市民に提供する封筒であって、広告が印刷されたものをいう。
- (2) 無償提供者 窓口封筒に広告を掲載する者（以下「広告主」という。）を募集し、広告原稿を事前に確認及び構成し、その他広告主との調整を行うなど広告掲載に係る一連の業務を行い、市に窓口封筒を無償提供する事業者をいう。

(広告の掲載規格)

第 3 条 広告の掲載規格は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 窓口封筒の大きさ
 - ア 角形 2 号
 - イ 角形 6 号
- (2) 広告掲載面積

表面・裏面とも封筒面積の 35% 以下

(設置期間)

第4条 窓口封筒の設置期間は、原則1年間とする。ただし、市は無償提供者と協議のうえ、3年を限度に設置期間を延長することができる。

(無償提供者の募集方法)

第5条 市長は、無償提供者の募集を市ホームページへの掲載等により行うものとする。

(無償提供の申込方法)

第6条 無償提供の申込方法は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 窓口封筒の無償提供を希望する者は、広告入り窓口封筒無償提供申込書(様式第1号)に別に定める書類を添付して、市長に提出しなければならない。
- (2) 募集期間、その他募集に必要な事項については、募集要項に定めるものとする。

(無償提供者の決定)

第7条 市長は、前条の規定による申込みがあったときは、提案内容、業務実績、信頼性等を総合的に評価し、無償提供者を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定による評価において、同順位の無償提供希望者の中から無償提供者を決定する場合は、抽選により決定するものとする。

3 市長は、前2項の規定による結果を無償提供申込者に通知するものとする。

(確認書の締結)

第8条 市長は、無償提供者と窓口封筒の作成及び無償提供に関する確認書を締結するものとする。

(製作上の注意事項)

第9条 無償提供者は、次の各号に定める内容について配慮するものとする。

- (1) 無償提供者は、広告主の募集にあたり自らが決定者であることを明確にし、市が広告の募集者であるような誤解を受けることのないように配慮しなければならない。
- (2) 無償提供者は、広告内容、配色、形状等の窓口封筒の仕様について、事前に市長と協議し、承諾を受けた後に作成しなければならない。
- (3) 無償提供者は、封筒の数量、納品時期及び設置場所について市長の指示に従うものとする。

(広告主の基準)

第10条 次の各号に掲げる者の広告は、窓口封筒には掲載しない。

- (1) 法令に違反している者。
- (2) 市税を滞納している者。
- (3) 加古川市指名停止基準（平成6年9月30日告示第166号）に基づく指名停止を受けている者。
- (4) 清算手続き中の者、破産手続き中の者、再生手続き中の者、更生手続き中の者、承認援助手続き中の者又は特別清算に関する手続き中の者。
- (5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業又は同条第11項に規定する接客業務受託営業を営む者。
- (6) 加古川市における暴力団の排除の推進に関する条例（平成24年条例第1号）第2条第1号に規定する暴力団及び同条第2号に規定する暴力団員並びにこれらのものと社会的に非難されるべき関係を有する者。
- (7) インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（平成15年法律第83号）第2条第3号に規定するインターネット異性紹介事業者。
- (8) 特定商取引に関する法律（昭和51年6月4日法律第57号）第33条

に規定する連鎖販売業を営む者。

- (9) 行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていない者。
- (10) 前各号に掲げる者のほか、広告を掲載することが適当でない者と市長が判断する者。

(広告の範囲)

第 11 条 次の各号のいずれかに該当する広告は、窓口封筒には掲載しない。

- (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの。
- (2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの。
- (3) 人権を侵害し又は差別を助長するおそれがあるもの。
- (4) 政治性のあるもの。
- (5) 宗教性のあるもの。
- (6) 社会問題についての主義主張。
- (7) 個人又は法人の名刺広告。
- (8) 誇大、虚偽、誤認等のおそれがあるもの。
- (9) 美観風致を害するおそれがあるもの。
- (10) 青少年の保護及び健全育成の観点から適切でないもの。
- (11) その他、窓口封筒に掲載する広告として不適當であると市長が認めるもの。

(問題発生時の対応)

第 12 条 無償提供者は、窓口封筒の内容に関する苦情その他問題が発生したときは、その一切の責任を負い、誠意をもって速やかに解決に努めるものとする。

(中止)

第 13 条 市長は、窓口封筒を設置することが不適當と認めるときは、窓口封筒設置を中止するものとする。その場合、無償提供者は、窓口封筒を回

収のうえ代替の封筒を提供するものとする。

(補則)

第 14 条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成 22 年 3 月 25 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 23 年 5 月 6 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 29 年 3 月 28 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

加古川市広告入り窓口封筒無償提供申込書

年 月 日

加古川市長 様

【申込者】

所在地

商号又は名称

代表者職氏名

印

加古川市広告入り窓口封筒の無償提供に関する取扱要領第6条の規定に基づき、加古川市広告入り窓口封筒を無償提供したいので、関係書類を添えて申し込みます。

申込みにあたっては、加古川市広告入り窓口封筒無償提供者募集要項、加古川市広告入り窓口封筒の無償提供に関する取扱要領、加古川市広告掲載要綱及び加古川市広告掲載基準を遵守します。

(フリガナ) 商号又は名称	
代表者職氏名	
所在地	
担当者	
電話番号	
FAX番号	
E-mail	
添付書類	<input type="checkbox"/> 企画提案書（5部） <input type="checkbox"/> 会社の登記簿謄本 <input type="checkbox"/> 加古川市市税確認承諾書（市指定用紙） <input type="checkbox"/> 国税納税証明書（直近事業年度の「その3の3（法人税と消費税及び地方消費税）」） <input type="checkbox"/> 会社概要 <input type="checkbox"/> 契約実績一覧 <input type="checkbox"/> 封筒見本 ※ 証明書等は、提出期限3ヶ月以内のもの。